国立スポーツ科学センターの運営による収入		317,543,526
ナショナルトレーニングセンターの運営による収入		829,274,539
国立登山研修所の運営による収入		3,727,404
スポーツ及び健康教育普及事業による収入		55,404,433
基金業務における利息及び配当金収入		81,612,135
基金業務における定期預金の払戻しによる収入		2,200,000,000
基金業務における有価証券の償還による収入		1,500,000,000
補助金等収入		2,030,491,669
寄附金収入		12,704,570
科学研究費補助金預り金収入		46,213,384
その他の収入		226,225,785
消費税等の支払額	△	140,130,700
消費税等の還付による収入		87,460,400
小計		27,448,804,764
利息及び配当金の受取額		93,448,851
利息の支払額	△	295,840,099
借入手数料の支払額	△	2,200,000
国庫納付金の支払額	△	12,554,186,119
業務活動によるキャッシュ・フロー		14,690,027,397
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入れによる支出	△	292,900,000,000
定期預金の払戻しによる収入		335,301,000,000
有価証券の取得による支出	△	41,660,000,000
有価証券の償還による収入		5,960,000,000
有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△	2,361,278,542
施設費による収入		2,555,962,316
投資活動によるキャッシュ・フロー		6,895,683,774
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△	2,008,818,780
短期借入れによる収入		8,120,000,000
短期借入金の返済による支出	△	8,028,000,000
長期借入金の返済による支出	△	9,000,000,000
民間出えん金の受入れによる収入		684,454
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	10,916,134,326
Ⅳ　資金に係る換算差額	△	1,865,434
Ⅴ　資金増加額		10,667,711,411
Ⅵ　資金期首残高		34,589,882,316
Ⅶ　資金期末残高		45,257,593,727

注　記　事　項

（法人単位）

Ⅰ　重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和３年９月21日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するＱ＆Ａ」（令和４年３月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）のうち、収益認識に係る改訂内容を適用して、財務諸表等を作成しております。

１　運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

２　減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～50年
構築物	２～60年
機械装置	３～17年
車両運搬具	１～７年
工具器具備品	２～20年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

特許権	８年
商標権	10年

また、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（１～５年）に基づいております。

⑶　リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

３　支払備金の計上基準

学校の管理下における児童生徒等の既発生の災害に係る給付金の後年度支払に備えるため、給付見込額を計上しております。

４　賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

なお、役職員への賞与のうち、運営費交付金により財源措置される部分については、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

５　貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。